

守山市職員互助会の現状を公開

図人事課 ☎・宿(582)1117 FAX(582)0539

1. 守山市職員互助会とは

職員の相互扶助を目的に組織し、健康増進に向けた取り組みや給付事業のほか、河川・道路清掃や交通安全啓発などのボランティア活動をしています。令和8年4月現在の会員数は566人です。

2. 事業財源

職員による互助会費(掛金)約1,136万円と負担金(公費)約546万円を財源として活動しています。

3. 互助会費と負担金の算出(令和8年度予算)

互助会費(掛金) = 給料総額 × 4.75 / 1,000 = 約1,136万円

負担金(公費) = 互助会費(掛金約1,136万円) × 0.481 = 約546万円

※負担金(公費)は、年度末に精算し不用額を市へ返還しています。



4. 事業内容と事業財源内訳(令和7年度)

	事業名	事業財源			事業内容	(参考) 令和7年度 実績数
		負担金 (公費)	互助会費 (掛金)	受益者負担 (個人)		
総務部事業	(1)職員手帳配付事業		○		資料編(職員服務規程などを掲載)を作成	全職員
	(2)事務局職員雇用	○			事務局事務職員の雇用	1人
	(3)募金事業			○	赤い羽根共同募金など、災害支援などの各種募金活動	全職員
福利厚生部事業	(1)給付事業					
	①結婚祝金		○		会員が結婚するとき(3万円)	16件
	②出産祝金		○		会員または会員の配偶者が出産したとき(1万円)	28件
	③せん別金		○		会員が退職・定年延長したとき(2,000円×会員期間)	20件
	④弔慰金	○(1/2)	○(1/2)		会員が死亡したとき(10万円)	—
	⑤家族などへの弔慰金		○		会員の家族が死亡したとき(5,000円～2万5,000円)	10件
	⑥災害見舞金		○		会員が水震火災などにより損害を受けたとき(5,000円～10万円)	—
	⑦永年勤続慰安金		○		会員期間が20年に達したとき(5万円旅行券)	6件
			○		会員期間が30年に達したとき(7万円旅行券)	8件
	⑧特別見舞金		○		会員が死亡したとき(10万円)	—
	⑨事業選択助成		○		防災・衛生用品購入、市内企業応援、自己啓発、観劇観戦、家族慰安、人間ドック、脳ドック、検診、予防接種から助成を選択(上限1万円)	523人
	⑩検診などの補助	○(1/4)	○(1/4)	○(1/2)	会員の健康保持・増進と疾病の早期発見をはかるための人間ドック検査、脳ドック検査などの受診費用を補助	44人
		○(1/2)	○(1/2)		インフルエンザ予防接種費用を補助	234人
	⑪体育クラブ補助		○		体育クラブの活動費補助(2万円/クラブ)	5件
	⑫大会参加補助金		○		大会、展示会参加補助(2万円、原則3回)	5件
	⑬文化クラブ補助		○		文化クラブの活動費補助(2万円/クラブ)	—
	⑭退職者互助会補助		○		退職者互助会活動への補助(10万円)	1件
	(2)貸付事業					
	①一般貸付		○		生活に必要な資金(1万円～200万円)	22件
	②住宅貸付		○		住宅の新築、修繕などに要する資金(5万円～400万円)	1件
職員交流部事業	(1)ボランティアなどの活動	○ (傷害保険料など)	○ (飲み物代)		地域活性化事業(交通安全啓発など)への参加	406人
					環境美化活動(目田川河川公園清掃、道路清掃、学区清掃など)への参加	407人
	(2)駅伝大会参加補助		○		駅伝大会参加チーム補助(1万5,000円/チーム)	7チーム
	(3)互助会員交流会		○	○	会員や家族との親睦を深めるための交流会	850人

事業財源の区別における基本的な考え方

- ・市の責務と考えられるものは、負担金(公費)から支出。
- ・職員の健康管理に関するものは、「互助会費(掛金)：負担金(公費)＝1：1」で支出。
- ・個人に還元されるものは、互助会費(掛金)から支出。
- ・事業内容により、一部個人負担あり。